

第七節 農村社会の変貌

一 農村の人手不足

農民の心情

天保三年（一八三二）は、西日本を中心に甚大な被害を及ぼした享保飢饉から一〇〇年になつていた（第83図参照）。その前年の天保二年（一八三一）に豊前国分寺より、「享保飢饉百回忌」を行う願書が出されているが（『国作手永大庄屋日記』天保二年二月三日条）、聞き入れられず、翌三年三月二十三日から二十五日にかけて、小倉の開善寺において、藩全体での施餓鬼法要が行われた。各郡より総代として大庄屋一人ずつ出すとともに、その他の寺院が法要を行うのは遠慮するようとの指示が出されている（『国作手永大庄屋日記』天保二年二月二十四日条）。

享保飢饉百回忌が、天保三年にあたるのは、特段意味のあることではないが、小倉小笠原藩領だけで死者四万人を超えた飢饉から一〇〇年後、庶民たちは、どのような暮らしを営んでいたのであろうか。



第83図 平嶋手永餓死人供養墓
(行橋市津留法藏院)

当時の農民の心情は、次に見る皆見村の直助という農民の行動に象徴されるであろう。

御調子ニ付申し上げる口書覚

皆見村

直 助

去る冬私村方人別壱枚通取り集め、小倉表へ罷り出で候段、何分の儀やに付き、御調べ仰せ付けられ畏み奉り左ニ申上候

一、私儀兼て手元甚だ難渋に御座候上、昨年の凶作に付き候ては、御年貢も余分引き足り申間敷様子に御座候に付き、壱枚通持参仕り御歎き申し上げ候はば、少しにても御年貢減り候様成る儀も御座有るべくやと存じ奉り、村方人別田甫へ罷り出で居り候留守のもの共の分、妻子共へ借り受け御城下御出入先御屋敷へ持参仕り候処（略）

卯二月

〔国作手永大庄屋日記〕天保二年三月十六日の条)

天保元年（一八三〇）は凶作であつたため、年貢も足りないような村の状況を見て、役筋へ嘆願すれば年貢を減らしてくれると思い、「壱枚通」（嘆願書のことか）を取り集めて小倉城下へ出向いたのである。結局直助は農業以外のことで徘徊することを禁止され、身柄を親類・五人組に預けられる咎を受けるのである。この直助は田畠を一町余り耕作しており、この年の年貢は家財を売り払い、村役（庄屋・方頭）から不足分を補つてもらい、やつと納めている。さらに、同じ天保二年の田植え前に牛を売り払っていることも知られる

（国作手永大庄屋日記）天保三年五月十五日の条）。

「百姓は農具さえもち、耕作を専らに仕り候えば、子々孫々までも長久に候、百姓御あわれみをもつて此くの如く仰せ出だされ候、ここに国土安全万民快樂のもとひ也」（宮川満『太閤檢地』第Ⅲ部所収近江水口加藤家文書）とは、有名な秀吉の刀狩り令の一文であるが、こう

いつた農民の姿こそ、近世社会の成立過程で、支配する側によつて作り上げられた「良き農民」像である（第84図参照）。しかし、前述の人手不足や、固定的な年貢賦課は、農村の生産性を根本的に弱くした。

前述したように、黒田氏によつて、天正十五年（一五八七）に実施された検地は、「指^出」といつて、農民側が自ら土地の面積や収穫などを記して上申する形のものであつた。次いで当地方において検地を行つた細川氏は、慶長六年（一六〇二）七月から惣検地を行い、領内の生産力を把握して、農村支配の基礎を固めた。

寛永九年（一六三二）に細川氏に代わつて小倉に入った小笠原氏は、検地を行わず、細川氏の作成した検



第84図 貞実な農民像

写真は鎌畠村（現犀川町）又兵衛、善兵衛、吉兵衛、和平の年貢米俵詰め風景。この4人は農業出精、早皆済（年貢を早く納めること）などにより、寛政7年（1795）に褒賞を受けた。なお、絵は仲津郡大橋村出身の絵師柏木蜂溪の筆による。「孝義旌表録略伝 仲津郡」（小笠原文庫87-2）より。

地帳をそのまま引き継いだ。

小笠原氏は後に、「水帳改」という形で検地帳の調整は行つたものの、基本的に細川氏の検地の成果が幕末まで年貢賦課の基礎となつた。水帳改は、企救・京都・仲津・築城・上毛の各郡については宝永三年（一七〇六）に、田川郡については寛保二年（一七四二）に実施された。ただ、水帳が村の実勢とあまりにも不釣り合いである場合など、一村限りで水帳の作り直しをすることもあつた。

しかし、ここで問題があつた。江戸時代の年貢の負担方法は「村請制」といつて、年貢は村全体で負担するというのが、原則である。また、基本的に水帳に記された村高（本高）は動くことはない。

すると、例えば水帳に登録された耕作人あるいはその子孫が断絶、出奔し、耕作をする者がいなくなつた場合、年貢はどのように負担するのであらうか。藩としては、そのような村内部の事情にはおかまいなしに年貢を課してくるから、村請制の原則として、村に残された他の百姓が、その断絶、出奔した者の田畠を作するか、あるいは自らの田畠収入の内からその分の年貢を負担するしかないのである。それまでは五〇石の年貢を五〇人の耕作人で負担していたのに数十年間に二〇人の百姓が断絶したとしたら、残された三〇人の百姓の生活がどのようになるか、想像に難くないであらう。このように、江戸時代の農村において、人手が不足することは村の存立にもかかわる重大な問題であつたのである。

農村の人手不足

文化・文政期（一八〇四—一八三〇）の仲津郡の農村は、人手不足に悩まされ、村の農業經營が覚束^{おぼつかな}無くなるほどの状態であった。人手不足について、具体的な数値を用いて述べることは出来ないが、反別麦の貸し下げに関する大庄屋の願い出などに、その困窮の一端を見ることが出来る。

反別麦とは、細川氏の治世のころから始まり、当初麦蒔畝一反あたり大麦一升、小麦一升ずつ上納したが、貞享四年（一六八七）に定額化し、備荒貯蓄として「土ニなる迄も其儘ニて有之」（郡典私志）べきものであった。ところが、文化期以降、人手不足のため農業經營に困難を来たした村々の作喰料（農業の合間に口にする夫食）として、貸し下げるようになった。例えば、次のようない例がある。

元永手永竹田村、国作手永竹並村、平嶋手永草場村・柳井田村、右の村々は格別難儀村にて御座候に付き、居り合い立ち直りとして御試しに、去る未年より去る（文化八年）子年迄六ヶ年の間、作喰料として一ヶ年大麦五拾五石・小麦拾五石ずつ年々下し置かれ、重置有り難き仕合わせに存じ奉り候、（中略）然れども人不足の村柄に御座候に付き、急には作方丈夫に居り合い申さずに付き、（中略）去る丑年より巳年迄五ヶ年、猶又御下げ麦、これ迄の通り仰せ付けられ下し置かれ候様、去る丑年願い上げ奉り候ところ、去る丑年は先ず前年の通りの員数下し置かれ、（中略）甚だ恐れ多く存じ奉り候えども、この上ながら當寅年より午年まで五ヶ年の間、猶又御下げ麦これ迄の御試しの通り、大麦五拾五石・小麦拾五石ずつ作喰料仰せ付けられ下し置かれ候はば、重置有り難き仕合わせに存じ奉り候、（後略）

（二八八八）
文化十五年寅四月
井上與三左衛門様

平嶋寛左衛門
國作甚左衛門
進七左衛門

佐藤桓兵衛様

〔国作手水太庄屋日記 文化十五年四月二十三日の条〕

仲津郡の反別麦は、いくつかの村がグループを作り、そのグループに対して毎年決まつた額の反別麦が貸し出されるのであるが、最も早く貸し下げを受けるのは文化四年（一八〇七）からである。いずれも人手不足をその理由にあげて、作喰料として使用することを目的としている。

では、反別麦の願書で言うように、農村の人手不足が深刻であつたなら、その原因は何であるのかが問題になる。天災、飢饉など単発的に農村へダメージを与えるものも考えられる。また、より長期的、継続的に農村を弱体化させた原因も考えられる。さらに、農民の出奔も、その一つであつたかもしれない（もちろん、農民の出奔は農村が困窮している結果でもあると考えられるが）。

農民の出奔 文化・文政期における小倉藩領の手水別、年別の出奔数の分布を示したのが第110表である（盜み

を働いて逃亡した者、乱心によって行方不明になった者は除いている）。まず、最も多く出奔人を出している手水は、仲津郡長井手水で八四人、次が田川郡伊田手水で六七人、その後に同郡添田手永の六四人、築城郡安武手水と田川郡猪膝手永の四七人と続いている。郡別では、田川郡が最も多く二八〇人、仲津郡が二三三人で、以後築城郡の一四八人、京都郡の一三七人、企救郡の一三四人、上毛郡の九一人と続く。郡ごとの人口に対する出奔数の比率を示したのが、第111表である。これを見ると、最も高い比率を示しているのは仲津郡で、約一・一九%である。逆に最も低いのは企救郡の〇・三五%で、出奔人を最も多く出した田川郡は、人口比では仲津郡よりも低く、約一・〇一%である。また、藩全体では約〇・七七%という数字を示している。

第110表 小倉藩領の手永別、年別の出奔数

(単位：人)

	文化 2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	文政 14	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	手永別 合計			
國	作				6	5	2						1	3	1	3	1	3	1	7	4	4	4	37					
仲	長	井	2	1	1	4	5	3	1	3	3	1	15	1	1	1	7	5	10	5	8	7	84						
津	平	鴻											6	1	3	1	2	1	8	1	3	1	4	2	29				
郡	元	水											4	2	6	2	8	1	4	4	1	2	1	34					
筋	丸		1										3	1	2	2	8	1	4	4	1	2	1	44					
京	久	保											7	3	6	3	3	1	2	5	6	3	2	7	31				
都	黒	田											3	1	1	8	4	2	5	9	2	2	7	26					
郡	延		1										2	2	1	1	4	3	3	2	3	2	3	36					
新	津												5	3	6	5	1	2	1	3	2	1	2	3					
安	武												2	2	2	4	5	1	2	13	4	6	47						
義	椎	田	1	1	5								7	7	1	5			16	5	5	5	43						
城	角	田	1	6									7	1	5				1	1	2	1	15						
郡	八	櫛											4	2	1	1	1	1	1	21	1	11	11	43					
伊	田	勝	1										4	2	1	1	1	1	1	3	4	1	1	25					
川	猪	田	1	5									9	1	5	2	4	10	15	6	9	6	67						
郡	金	田											3	4	5	5	1	1	4	2	6	2	4	47					
上	野												6	1	1	1	1	10	1	6	4	4	32						
添	田		1	17	2	1							8	1	1	4	1	1	5	30	1	2	1	45					
富	野		2	1	2	2							2	2	2	1	1	1	1	1	11	18	3	64					
企	片	野											1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	14					
今	村												1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	17					
救	城	野											3	1	2	1	1	1	1	3	1	7	1	1	21				
郡	津												7	2	1	1	1	1	3	1	2	1	2	21					
小	森												6	7	1	1	1	2	14	4	4	4	4	23					
上	友	枝											5	6	1	5	11	2	1	1	16	3	4	38					
三毛門			5	9	2							1	3	6	1	3	4	4	2	1	1	1	46						
年別合計			0	9	16	44	40	11	72	42	19	35	54	47	9	23	33	24	20	42	42	74	127	72	98	29	21	11	1014

文化2～6・8～12年、文政8～12年 長井手永大庄屋日記（九州大学蔵）

天保元年、天保元年、天保元年 国作手承大庄屋日記（行橋市教育委員会蔵）より作成

第111表 出奔者数の人口比

	a. 人口(文政11年)	b. 出奔数	$\frac{b}{a} \times 100(\%)$
企救	38,746 人	134 人	0.35
田川	27,605	280	1.01
京都	14,253	137	0.96
仲津	18,699	223	1.19
築城	14,648	148	1.01
上毛	17,876	92	0.51
全体	131,827	1,014	0.77

※小数点以下第3位四捨五入
「文政11年豊前国人数帳」(小笠原文庫)

第112表 文化・文政期の天災

○文化5年閏6～7月	照続・雨乞
○同6年7～8月	同上
○同8年7月14日	洪水
○同9年8月	照続・雨乞
○同11年5～6月	同上
○同12年5月 6月8日	洪水
○同14年4月18日 7月2日	同上 暴風雨
○文政2年5月21日 7～8月	暴風雨・洪水 照続・雨乞
○同4年7月	同上
○同5年5月18日	大雨洪水
○同6年5～7月	照続・雨乞
○同7年6～7月	雨天打続
○同9年4月	同上→麦違作
○同11年5月29日 6月16日 8月9・10日 8月24日	洪水(田川・仲津・京都三郡被害多) 大雨洪水・被害甚大 同上 同上(特に領國東部被害甚大)
○同12年7月	照続・雨乞
○同13年7月8日 7月16日	大風 洪水

第110表と同一史料及び『中村平左衛門日記』より作成

年別に見てみると、文化五年から十三年(一八〇八—一八一六)に至るまでと、文政五年から十年(一八二三—一八二七)に至るまでの、二つのピークを読み取ることが出来る。この中で、文政五一十年のものは、文政四年八月から同十一年一月まで行われた上毛郡赤熊村の宇島築港(およびその関連工事)が影響しているのかもしれない。また、出奔を誘発する要因には自然災害が考え得るが、文化—文政期のそれをまとめたのが第112表である。程度の差はあるであろうから、一様には比較できないが、出奔数の多い年と天災の起きた年とは、大体において

一致している。文化五—十三年のピークは、この間に起きている洪水、渴水、長雨による麦作の差し支えなどに端を発しているのではなかろうか。また、文政五—十年のピークは、先述したとおり、宇島築港に大きな原因があるのではとも思われるが、それに文政五年の洪水、文政六年の渴水、文政九年の麦の不作なども、これほどの高い数字を示すに至つた要因ではないだろうか。また、文政九年の麦の不作に関連して、自然災害に加え、社会的な、次に見るような事情も絡んでいたようである。

御領中出来立て候米穀、御年貢之外は總て人民の食料ニこれ有り候故、如何様の凶年たり共百姓飢饉に及び候筈(ハシメ)□てこれ無き所、利勘の商人共値段安く買ひ取り、旅売りいたし候故、御領中米穀數無く、よつて少々の凶年にも飢えに及び候の者もこれ有る哉の段、甚だもつて痛々しき事に候、(中略)しかるに、利勘の商人は跡先を相弁えず、猥りに旅売りいたし候て、米穀數無く相成り候故、去春の如く少々の麦作不毛、上にても郡中飢饉の者これ有る段嘆き出し、上にも大いに御気遣い御座候て、旅米・北国米等御買ひ入れの御世話も御座候事に候、これに依り、麦不毛の上さへ右の通りに候へば、もし秋作凶年に候はば、如何様の義出来申すべき義も計り難き事に候(後略)

亥正月九日

杉生十右衛門

佐藤桓兵衛殿

延塙卯右衛門殿

(『国作手水大庄屋日記』文政十年一月十六日の条)

つまり、「利勘の商人」たちが領内の米穀を安価で買い取り、領外へ持ち出すために「御領中米穀数無く」といった状態で、文政九年のよう、少しの麦の不毛によつても飢えに至る者があると言うのである。史料中の「御年貢之外は總て人民の食料ニこれ有り候」という建前は別にして、当時の農村の困窮は、貨幣経済の浸透に、その原因の一つがあつたことを示している。

流產・捨子の禁止

文政六年（一八二三）藩は人為的な流產の禁止令を出した。野合出産（正式に婚姻が調わないので出産し、その後もなにがしかの理由で婚姻が調わないこと）、あるいは子供が多くて養育困難な者には、育児料として七歳まで米八斗の扶持米を支給することとした。これは人道的な面での施策ではあるが、人口政策としての側面も幾分かは含んでいたものと思われる。結局、安政四年（一八五七）にこの施策は中止されるのであるが、天保六年（一八三五）には六郡合わせて三三人、天保十一年（一八四〇）には四三人、天保十三年（一八四二）には四六人、弘化元年（一八四四）には四五人に扶持米が渡された（豊前市史 上巻七五六ページ）。

藩の財政難と農村

人手不足などにより困窮した村々に対し、藩側に補助するだけの財力があれば問題ないのであるが、既に文化・文政期に至つては、小倉藩はそのような余裕のある財政状態ではなかつたようである。文政十年（一八二七）田川郡で最初の国産仕組が開始され、赤池村に国産会所を設けて生蠣・鶏卵・楮など一二品目を指定して集荷するが、これとても特産物（主として扱つた産物は生蠣と米穀）の販売により正銀を得ることで、大坂の銀主から借銀を容易にするのが目的であった。また、文政十一年（一八二八）藩は財政を健全なものとする良い手段があれば上申するように各郡へ申し付けたが、仲津郡大庄屋中が考え出したのは、極難・鳏寡孤独の者を除いて、一軒に付き、一日一文ずつ上納させるというものであつた。生活が困窮して

いる者には、草履、草鞋を作らせ、地域によっては産物を売り払わせてでも上納させるというものである。そのようにすれば、仲津郡だけで一カ月一七貫七二〇文、一二カ月で一四一二貫六四〇文は上納できる、というのである（『国作手永大庄屋日記』文政十一年一月一十三日の条。さすがにこの案は実施されるまでに至らなかつたようであるが、当時の藩財政の逼迫ぶりがよく分かる。

根付料無尽

ただ、人手不足などにより、その維持すら難しくなつた農村を、そのまま放置していれば、藩の存立にもかかわるので、なにがしかの支援策を考えなければならぬ。備荒貯蓄である反別麦を貸し下げるのもその一つであるが、農業を営むために必要な経費について無尽を組むことも行つた。例えば、文政六年（一八一三）に藩と郡土蔵からそれぞれ二〇貫、一郡につき一〇貫、六郡で一二〇貫、合計一六〇貫の無尽を設けた。これは根付料（田植えに必要な経費）に用いることを主眼に設けられたもので、その仕法は①毎春の根付料、その他やむを得ない入用があつた際に評議を行い貸付高を定める、②借用にあたつては保証人を立て、もし返済できない場合は、その保証人が代わつて返済にあたることはもちろん、その郡、その村で弁済にあたること。また徳政令のような触れが出たとしても、この無尽の借銀は返済しなくてはならない、③この無尽は六郡筋奉行中が取り仕切り、実際の銀子の出入りなどの事務には大庄屋一人が年番で当たる、④利息は一月から十二月まで一年間貸し付けた場合が一割五歩（二五%）とし、一年間に満たない場合は月一歩五朱（一・五%）の利息とする、⑤貸し付けるかどうかの判断は、六郡筋奉行と年番の大庄屋一人が話し合いで決めること。ただし一〇貫目以上のものについては、六郡筋奉行・大庄屋全員の話し合いで決めること、⑥秋口から、この無尽を利用すること組みは持たないこと、⑦貸し付けた銀子は、毎年十二月十五日に返済を済ませること、⑧藩および郡土蔵は、財

政が苦しい中から出資したのであるから、もし財政的に非常な事態となつたなら、六郡一統でその穴埋めをすること、⑨この無尽に出資した徳人（徳の高い者という意味が転じて富裕者のことを指す）の家が後年に至り衰退した場合は、この無尽の銀子を使って救う、といったものであつた（『勢島文書』八五）。仕法中の⑨は、無尽を創設するにあたり、徳人に対して「不時の難渋の儀これ有り候節は取り救」（同前史料）ということを言つて出資を促していることと関連している。出資を促された徳人が、本当にそのような「甘い言葉」を信じたかどうかは別として、いずれにしても、この無尽はかなりの部分を徳人に依存したものであつた。また、別の無尽の例としては「御根付料仕組高米三千石の無尽掛米（略）是は高二千石にて貳割無尽なり（略）尤も一口分六百石にて企救・仲津両郡にて組み合わせ、企救三百五拾石、仲津貳百五拾石なり」（『中村平左衛門日記』第二卷四五三ページ）というものもある。

こういつた無尽の中から捻出された根付料は、実際にどのように使われたのであろうか。例えば、文政四年（一八二二）一月に仲津郡大庄屋中が仲津郡奉行、同郡代官へあてた根付料の拝借願を見ると「（略）毎春相求候牛も安牛ばかり買い込み候に付き、其の歳限り用立たざる様罷り成り候、これに依り、年々見限り仕り、仕替え申さずては御作方も罷り成り申さず（略）」（『国作手永大庄屋日記』文政四年一月九日の条）とあり、牛代として拝借した根付料であるが、安い牛ばかり買ひ込むために、その年だけにしか使えないものばかりであるというのである。また、同じく文政四年二月二十三日に仲津郡奉行が大庄屋中にあてた書状には「（根付料が今日、明日中にも渡せるから手永々々他借の分かり返し申され、新借致さず様）（同前一月二十四日の条）とあり、根付料の中から手永の借金を返済することも行つていたようである。また、文化十年（一八一三）の長井手永の根付料は前年の文化九年に

「越年拝借」として村々へ貸し渡していることから（長井手永大庄屋日記 文化十年二月二十一日の条）、根付料は農民の生活全般を支援するために用いられた。

下 ゲ 米

根付料のほかに、困窮した村々を救済する方法の一つとして、「下ゲ米」と称して、藩庫から米を分け与えることを行つたようである。仲津郡では寛政五年（一七九三）から幕末に至るまで、

毎年八〇〇石の下ゲ米を受け続けたようである。仲津郡の村々が、八〇〇石もの下ゲ米を受けなければならなかつたのは、次のような事情があつた。（前略）当御郡（仲津郡のこと）の義は、前々より莫大の無土弁御座候上、地免不相応の村方御座候て、自然と困窮に及び、上納米年々仕詰め不足出来仕まつり（中略）寛政五丑年、右無土畝高物成取り調べ候所、田畠貳百六拾四町余り、この物成千六百八拾三石余りに相成り候間、右の内千貳百石だけ御下米御願申し上げ候所、年々八百石ずつ御下ゲ米下し置かれ來り候得共（後略）（慶應四年御下ゲ米八百石御願 繼書類写）の内「口上覚」「勢島文書」一一。これは、仲津郡の大庄屋五人が、仲津郡奉行にあてた書状の一部である。仲津郡には「無土畝高」つまり水帳に登録されてはいるが実際には耕作されていない田畠が「貳百六拾四町余り」あり、その分の年貢が「千六百八拾三石余り」（「千三百石」と記したものもある）あるというのである。また、その上に「地免」つまり年貢率が不相応に高く設定されている村があつて、困窮に及んでいるという。「畝不足貳百六拾町余」とは水帳に登録された田畠面積と実際に耕作されている田畠の差が二六〇町余、ということである。仲津郡の本田畠は三一六八町余であるから約八・二七の田畠が耕作されずになることになる。そしてこの分の年貢が一六〇〇石余であることから、寛政年間（七八九一—八〇一）に下ゲ米一二〇〇石を願い出たが、評議の上、八〇〇石に減額されて下されるようになった、というのである。

藩の農村政策 下ゲ米の願書にあるように、寛政期において既に、農村内の余り地は問題となっていた。その理由は、必ずしも明らかではないが、元文年間（一七三六—四二）に年貢徵收法の転換がなされたことも一つの原因であると言われている。元文年間、田川郡において「惣定免」という方法で年貢の取り立てが行われた。風・水・干害などで、稻の収穫量が大幅に減少しそうな村は、検見を受けて、年貢を減免してもらうのであるが、「双定免」は検見を廃止して、郡内で補充しあつて、年貢を負担する方法であった。つまり、不作であった村の年貢未進分を、余裕のある村から余分に取り立てることで補充し、郡単位で見れば定量の年貢を取り立てることが出来る仕組みである。この年貢取り立ての方法は、藩にとつては好都合であったが、村々にとつて見れば、余裕のある村に過重の負担がかかり、結果として、人手の足りない村を増加させたと言われている。

疲弊した村を立て直し、人手不足を解消しようとした藩は、寛政年間に「御建替仕法」を施行した。これは、本百姓を保護し、奉公人を確保するとともに、無高百姓・非農業民を把握することなどを通じて、実質的な年貢負担者を開発しようという試みであった（『田川市史』上巻）。また、家柄などの慣習にとらわれず、耕作高の多い者を、村の官座の上席に置くように命じているのも、寛政年間のことである（『福岡県中資料』第四輯）。こういった政策が、どれほどの効果を生み出したのか明らかではないが、文化・文政期（一八〇四—三〇）には、農村の人手不足が、より一層深刻になっていると思われることから、根本的な農村の体質を改善するまでは至らなかつたものと考えられる。